

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）に関するQ & A

1 受講要件について

問1 障害福祉サービスに係る報酬加算の要件を満たしていないと、研修を受講できないか。

(答) 令和2年度東京都強度行動障害支援者養成研修（実践研修）募集要項（以下「募集要項」という。）2の「研修対象者」の要件を満たしている方であれば、どなたでも受講できます。加算の請求や届出の有無は受講要件ではありません。

問2 今年度の基礎研修に受講決定しているが、実践研修についても今年度に受講できるか。

(答) 基礎研修に受講決定していれば、研修修了予定として受講できます。基礎研修修了以降の日程を選択してお申込みください。実践研修の受講は基礎研修とは別に申込みが必要になります。

問3 都外施設の職員は対象外か

(答) 原則は対象外です。募集要項2「研修対象者」で都内の事業所に従事している方を対象としています。但し、定員に余裕のある場合は、都外施設の職員も受講できます。

問4 5日間の日程のうち、1日のみの受講は可能か。

(答) 受講できません。募集要項2「研修対象者」で「研修の全過程に参加可能な方」を対象としています。全課程に参加が可能な日程にお申込みください。

問5 基礎研修を受講していないサービス管理責任者は実践研修を受講できるか。

(答) 受講できません。基礎研修の修了（修了見込みを含む。）が受講要件です。

問6 他県で実施された強度行動障害支援者養成研修の基礎研修を修了しているが、東京都の実践研修は受講できるか。

(答) 他県で実施された基礎研修が「厚生労働省の定める強度行動障害支援者養成研修の基礎研修」であれば、全国で実施される実践研修を受講できます。その場合は、修了証書にその旨が記載されていますのでご確認ください。

2 申込方法について

問7 インターネットやメールによる受講申込は可能か。

(答) できません。郵送のみの受付です。

問8 窓口への持参提出は可能か。

(答) できません。

問9 同一法人内の事業所は、まとめて申込みを行ってもよいか。

(答) 受講者推薦書は、事業所ごとに作成してください。複数の事業所分を1通に同封してご提出いただくことは可能です。

3 受講者推薦書の記載内容について

問10 事業所からの推薦人数が6人以上になる場合はどうしたらよいか。推薦人数に制限はあるか。

(答) 別紙で、推薦順位を付した推薦名簿を添付してご提出ください。応募者多数の場合、事業所からの推薦順位をもとに受講者を決定します。1事業所からの推薦人数の制限はありません。

問11 管理者等が受講を希望する場合、受講者推薦書はどのように記入したらよいか。

(答) 管理者が受講者（管理者本人）を推薦する形で受講者推薦書を作成してください。

問12 複数のサービスで指定を受けている事業所の場合、事業種別はどのように記入したらよいか。

(答) 該当するサービス種別のすべての番号に○をつけて下さい。

問13 「同一事業所内での強度行動障害支援者養成研修（実践研修）必要修了者数」は何を記載すればよいか。

(答) 平成31年4月1日時点における加算項目の届出を基に報酬加算の請求に必要な修了者数をご記入ください。算定に当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について（障発0330第4

号平成30年3月30日付)」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）の一部改正について（障発0330第5号平成30年3月30日付）」をご参照ください。

問14 「加算対象利用者数」とは何か。

（答）募集要項の1ページ目に「強度行動障害を有する者（児）とは（目安）」のとおり、厚生労働省から判定基準が示されています。具体的には、区市町村が判定して、対象者であればその旨が受給者証に記載されていますので、そちらをご確認ください。加算の届出予定がない場合は、加算対象利用者数を算出する必要はありません。

問15 区市町村の判定結果が受講申込時点で確認できない場合、加算対象利用者数はどのように記載すればよいか。

（答）事情により推薦書作成時点で判定結果を把握できない場合、加算対象利用者数は昨年度までの判定結果などを参考に見込みで算出し、加算状況の下欄に「1 見込みで算出」を選んで○をつけて推薦書を作成してください。

問16 加算対象利用者数を算出すると、小数点以下の端数が出てしまうが、どのように記載すればよいか

（答）小数点以下の端数が生じた場合は、端数を四捨五入して算出してください。

4 申込書の記載内容について

問17 希望する日程を第3希望まで記入することになっているが、希望する日程が1つしかない場合でも第3希望まで記入が必要か。

（答）希望する日程が1のみの場合は第3希望まで記入する必要はありませんが、記入された日程の中で1のみの調整となります。但し、基礎研修の受講終了後の日程でお申込みください。

問18 実務経験について、「強度行動障害を有する者（児）に対する支援に携わった経験年数」は何を記載すればよいか。

（答）募集要項1「目的」の「強度行動障害を有する者（児）とは（目安）」の内容をご確認のうえ、記載してください。支援の経験がない場合は空欄でご提出ください。受講決定した方の演習グループ分けの参考とさせていただきます。

5 受講決定について

問19 受講決定通知はいつ頃送付されるか。

(答) 令和2年9月末の発送を予定しています。

問20 今回の受講決定で不決定だった場合、第2期に再度申込はできるか。

(答) 早期に受講決定を行い、年間を通じて計画的に受講していただくため、今回の受講決定で第1期及び第2期の受講者全員を決定します。

6 行動援護従事者養成研修との関係について

問21 行動援護従事者養成研修とはどのような関係か。

(答) 行動援護従事者養成研修の課程は、強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修と同一です。行動援護従事者養成研修等を修了した方は、強度行動障害支援者養成研修の受講の必要はありません。

問22 強度行動障害支援者養成研修と行動援護従事者養成研修の違いは何か。

(答) 強度行動障害支援者養成研修は、主に施設に従事する方を対象とした研修内容となっているのに対し、行動援護従事者養成研修は居宅系のサービスに従事する方が対象となっています。居宅系のサービスに従事する方は、行動援護従事者養成研修を受講することをお勧めします。この研修の開催状況については、東京都福祉保健局の下記ホームページで確認できます。

※東京都福祉保健局「2 障害者居宅介護従業者基礎研修等 開講日程の御案内」
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/seifuku/chiiki/oshirase/kyotaku.html>

問23 行動援護の従事要件になっている研修内容はなにか。

(答) 行動援護従事者養成研修修了もしくは強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修の修了です。

7 オンラインによる開催について

問24 オンライン研修はどのように実施するか。

（答）オンライン会議システム「ZOOM」を利用して開催します。受講状況はシステム上で名前表示とログイン状況により確認します。当財団が研修の全課程を視聴していることを確認できないと修了を認定できません。そのため、同一事業所等で複数の受講決定者がいる場合でも、受講者1名につき、デバイス（端末）を1台ご用意ください。

問25 オンライン講義の受講に必要なものは何か。

（答）オンライン講義で使用するオンライン会議システムでは、パソコンの外、Wi-Fi環境にあるタブレット端末やスマートフォンでも視聴できますが、パソコンでの視聴をお勧めします。その他、Webカメラやマイク機能、スピーカー機能の使用を予定しています。オンライン講義受講に必要な推奨環境等については、別紙3「オンライン講義受講で推奨するシステム要件」をご確認ください。

問26 自宅にパソコン等のオンライン講義の視聴環境がない場合、受講できないか。

（答）オンライン講義の視聴に必要な環境及び視聴時間は、受講者を推薦する事業所が責任をもって確保してください。感染拡大防止のため、集合研修による講義は予定していません。

問27 オンライン会議システムを利用したことがないが、操作はかんたんか。

（答）一般的にはオンライン講義システムの操作に特別な知識等は必要ありません。受講決定者には、事前に講義の視聴に必要な会議ID等のほか、初期設定等に関する視聴ガイドを配布するとともに、講義前にテスト期間を設ける予定です。設定や操作に不安のある場合はこの期間にご確認ください。

問28 「オンライン研修受講体制調書」の回答内容は受講決定に影響するか。

（答）応募者多数の場合でも、受講者の選考に影響することはありません。これまでオンラインでの実績がないため、グループワークの内容などの演習内容を検討する際に参考とさせていただく予定です。ただし、受講決定した場合は、受講時までに必要な機材等をご準備ください。

問29 今後はずっとオンラインでの実施か。

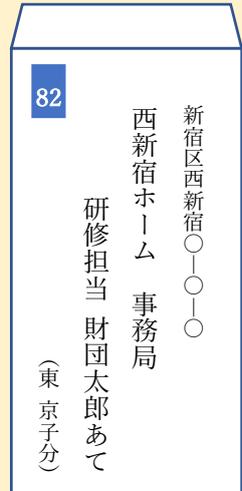
（答）今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてオンラインで実施しますが、次年度以降は未定です。

8 その他

問30 募集要項4の「受講申込」(1)必要書類の(ウ)返信用封筒送付先は事業所でもよいか。

(答) 事業所の研修担当者をあて名にしても申込者自宅あてでも構いませんが、必ず受講申込者ごとに1通分の返信用封筒を作成し、研修担当者あての場合は受講希望者の個人名をカッコ書きで記入してください。(右記記入例参照)

また、受講決定発送後、研修担当者もしくは申込者ご本人から書類が届かないというお問合せが大変多くなっていますので、申込時に事業所内のどなたが受講決定通知を受領されるか確認をお願いします。



返信用封筒記載例

問31 複数の受講決定通知をまとめて1通の返信用封筒に同封できないか。

(答) 申し訳ありませんが、受講希望者1名につき1通の返信用封筒の作成をお願いいたします。

問32 昨年度の申込状況は。

(答) 2019年度の実践研修申込状況は以下のとおりです。

募集定員	400名
申込者数	583名
受講決定者数	426名